

1. 件名：国立研究開発法人日本原子力研究開発機構高速実験炉原子炉施設の
設置変更許可申請に係る事業者とのヒアリング（180）

2. 日時：令和4年9月30日（金）15：10～16：30

3. 場所：原子力規制庁9階A会議室
※本ヒアリングは、テレビ会議システムで実施

4. 出席者

原子力規制庁

原子力規制部 審査グループ 研究炉等審査部門

荒川安全管理調査官、有吉上席安全審査官、片野管理官補佐、

小舞管理官補佐、島田安全審査官、荒井安全審査専門職、

安澤技術参与、羽賀技術参与

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

安全・核セキュリティ統括本部 安全・核セキュリティ推進室 担当者

大洗研究所 高速実験炉部 次長 他5名

5. 要旨

○国立研究開発法人日本原子力研究開発機構（以降、原子力機構という）から7
／25の審査会合において提出のあったまとめ資料に基づき、第8条（火災による
損傷の防止）の火災防護対象機器選定と火災防護対策の組合せに係る説明
があった。この説明に対して、原子力規制庁より以下のコメントを伝えた。

- ・冷却材バウンダリ機能に係る火災防護対象機器のうち、不燃材料で構成され
ていることから、火災が生じた場合においてもバウンダリ機能に影響を受け
るおそれが無い機器の説明があったが、例えばオーバーフローコラムについ
ては、なぜバウンダリ機能に影響を受けないのか構造がわかりにくいため、
バウンダリを構成する火災防護対象機器の構造概要を説明すること。

○原子力機構から承知した旨の返答があった。

6. 配布資料

なし